

健康増進施設整備・運営事業のサービス対価の改定について

健康増進施設整備・運営事業について、事業契約約款に定める方法による金利変更、物価変動による契約代金額の改定を行いました。

確認日	改定前のサービス対価	改定後のサービス対価	増減額	改定の根拠
令和5年(2023年) 6月14日	3,365,609,008円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額295,797,663円)	3,573,899,047円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額313,804,642円)	208,290,039円 の増	事業契約約款別紙5第1項に定めのある、物価変動に基づく建設・工事監理業務のサービス対価の改定
令和5年(2023年) 10月18日	3,573,899,047円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額313,804,642円)	3,603,339,447円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額316,481,042円)	29,440,400円 の増	事業契約約款別紙5第2項に定めのある、物価変動に基づく維持管理及び運営業務のサービス対価の改定
令和6年(2024年) 2月29日	3,603,339,447円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額316,481,042円)	3,760,097,974円(うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額316,481,045円)	156,758,527円 の増	事業契約約款別紙4に定めのある、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価における割賦手数料の算出に係る基準金利の確定